

院の授業におけるマルチメディアの利用は、現在のところ少数ではあるが、パソコン設置の教室において、実際にパソコンを使用して学習する授業もなされている。

(点検・評価の結果)

目標1については、良好に達成されている。目標2についても順調に達成されている。

(改善の具体的方策)

それぞれの目標についての達成状況は良好であるが、さらに一層の充実を図るべく、研究科委員会および大学院問題検討委員会で、検討していく。

4.2.3.4 教育成果のあり方

【評価項目 6-4-1】 教育効果の測定

- (必須要素) 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性
- (選択要素) 修士課程、博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況
- (選択要素) 大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

【評価項目 6-4-2】 厳格な成績評価の仕組み(成績評価法)

- (必須要素) 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

<2003年度に設定した目標>

1. 教育・研究指導の効果を測定するための方法の質的向上
2. 成績評価の透明性の向上

(現状の説明)

教育・研究指導の効果を測定するための方法として、まずは各講義において、担当教員が、学生の行う報告の水準が上昇していくのを注意深く確認するという最もベーシックな方法がある。次に、より客観的な測定の方法としては、研究会を開催してそこで学生に自分の研究の成果を報告させ、参加者(教員・大学院学生)から質問や批判を受けるなかで、どの程度適切に応答できているかを見るという方法がある。このような研究会としては、現在、研究室単位で開催しているもの(たとえば、基礎法研究室による「基礎法例会」と、法学研究科として開催しているもの(「法学部研究会」およびエキスパートコースの大学院学生のための「公開研究会」)などがある。法学部学生・法学研究科学生・専任教員からなる団体「関西学院大学法政学会」の紀要である『法と政治』に大学院学生が論文を載せるためには、法学部研究会でその概要を報告し、掲載を許可されなければならないことになっている。

成績評価法については、原則として各講義の担当教員の判断にゆだねられている。100点満点の素点で成績評価している。

(点検・評価の結果)

教育・研究指導の効果を測定するための方法に関しては、複数の方法が採用されており、

工夫が凝らされている。今後もさらに、有用な測定の方法を模索する必要がある。

成績評価法については、現行のやり方でも目下のところ格別の問題は生じていないように思われるが、成績評価の透明性という要請にかんがみると、もう少し客観性の高い評価法を模索する必要がある。

(改善の具体的方策)

現状の問題性が教員間でことさらには意識されていないので、「改善」のための格別の具体的方策は目下のところ採られていないし、近い将来に採られる計画もない。教育・研究指導の効果を測定するための方法にせよ、成績評価法にせよ、現状のあり方でよいのかどうか、厳しい目で見直すところから始めなければならない。

4.2.3.5 教育の質の向上

【評価項目 6-5-1】 教育改善への組織的な取り組み（教育・研究指導の改善）

- (必須要素) 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況
- (必須要素) シラバスの作成と活用状況
- (必須要素) 学生による授業評価の活用状況
- (選択要素) 学生満足度調査の導入状況
- (選択要素) 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況
- (選択要素) 高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況

<2003年度に設定した目標>

1. 共同指導体制の確立
2. 副指導教員制の充実

(現状の説明)

大学院での教育は、少人数教育となり、しかも各大学院学生の専攻分野の違いや研究内容に合わせた教育が必要となってくるため、一律な指導方法の確立という形はとりにくい。しかし、指導教員と大学院学生の1対1の指導にとどまらない、他の大学院教員も参加した共同での指導体制をとることにより、大学院学生の研究の促進ばかりでなく、担当教員の研究指導方法の改善という面からも、よい効果をあげることが期待される。そこで、各大学院学生の研究報告会を、大学院学生同士のみならず他の教員も参加した、公開での形で実施し、各大学院学生の発表をもとに、参加した教員および大学院学生による質疑、コメントをやり取りする機会を持つことによって、これらの成果を目指すこととした。2004年度から、まず公共政策プログラムにおいて、これを行なった。

共同での指導体制という観点から、さらに前期課程Eコースの大学院学生については、2004年度より副指導教員制度を導入している。同コースの大学院学生は、希望により、指導教員と相談のうえ、自己の研究内容にふさわしい副指導教員を1名指定する事が出来る。指定された副指導教員は、指導教員と連携を取りながら、当該大学院学生の指導にあたる。この制度は、各大学院学生の研究指導の充実に資することを目的とするが、複数の教